

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	予防接種の実施に関する事務(子どもに関するもの)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関連事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、委託先との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和7年9月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施に関する事務(子どもに関するもの)
②事務の概要	予防接種の実施対象者の把握、予防接種の実施に関する事務、予防接種の実費徴収に関する事務、予防接種による健康被害救済に関する事務、予防接種実施者の管理に関する事務
③システムの名称	健康管理システム(母子健康管理システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、27、29の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て応援室
②所属長の役職名	子育て応援室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部子育て応援室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	廿日市市健康福祉部子育て応援室 〒738-8512 廿日市市新宮1丁目13-1 (直通)0829-30-9188
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに従い実施しており、特定個人情報を含む書類は速施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)は、毎年セキュリティ研修を受講している。また、特定個人情報を取扱う基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードにより管理しており、特定個人情報を扱わないことになった場合には、基幹系システム管理者がアクセスができないようにしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	②事務の概要	予防接種法には、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から市町村長等が予防接種を行うとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることが定められている。 廿日市における予防接種の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 (1)予防接種の実施対象者の把握 (2)予防接種の実施に関する事務 (3)予防接種に係る実費徴収に関する事務 (4)予防接種による健康被害救済に関する事務 (5)予防接種実施者の管理に関する事務	予防接種の実施対象者の把握、予防接種の実施に関する事務(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う等)、予防接種の実費徴収に関する事務、予防接種による健康被害救済に関する事務、予防接種実施者の管理に関する事務(接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う等)	事後	業務改変
令和3年4月1日	③システムの名称	健康管理システム(母子健康管理システム)	健康管理システム(母子健康管理システム)、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	業務改変
令和3年4月1日	法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	業務改変
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二の17、18及び19の項	番号法第19条第8号及び別表第二の17、18及び19の項	事前	法改正のため
令和3年4月1日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年1月5日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種の実施対象者の把握、予防接種の実施に関する事務(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う等)、予防接種の実費徴収に関する事務、予防接種による健康被害救済に関する事務、予防接種実施者の管理に関する事務(接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う等)	予防接種の実施対象者の把握、予防接種の実施に関する事務(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う等)、予防接種の実費徴収に関する事務、予防接種による健康被害救済に関する事務、予防接種実施者の管理に関する事務(接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う等) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年3月28日	公表日	2022/1/5	2022/4/1	事前	
令和4年4月6日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	福祉保健部子育て応援室	健康福祉部子育て応援室	事後	
令和4年4月6日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	福祉保健部子育て応援室	健康福祉部子育て応援室	事後	
令和4年4月6日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	廿日市市福祉保健部子育て応援室	廿日市市健康福祉部子育て応援室	事後	
令和4年5月2日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	廿日市市健康福祉部子育て応援室 〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9188	廿日市市健康福祉部子育て応援室 〒738-0024 廿日市市新宮1丁目13-1 (直通)0829-30-9188	事後	
令和4年7月22日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月22日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年5月16日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年5月16日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	評価書名	新型コロナウイルス感染症対策および予防接種の実施に関する事務(子どもに関するもの)	予防接種の実施に関する事務(子どもに関するもの)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策および予防接種の実施に関する事務(子どもに関するもの)	予防接種の実施に関する事務(子どもに関するもの)	事後	
令和7年4月1日	②事務の概要	予防接種の実施対象者の把握、予防接種の実施に関する事務、予防接種の実費徴収に関する事務、予防接種による健康被害救済に関する事務、予防接種実施者の管理に関する事務	予防接種の実施対象者の把握、予防接種の実施に関する事務、予防接種の実費徴収に関する事務、予防接種による健康被害救済に関する事務、予防接種実施者の管理に関する事務	事後	
令和7年4月1日	③システムの名称	健康管理システム(母子健康管理システム)、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム(母子健康管理システム)	事後	
令和7年4月1日	3.法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項及び別表の14の項	事後	
令和7年4月1日	4.②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の17、18及び19の項	(1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条の表25、27、29の項	事後	
令和7年4月1日	連絡先	廿日市市健康福祉部子育て応援室 〒738-0024 廿日市市新宮1丁目13-1 (直通)0829-30-9188	廿日市市健康福祉部子育て応援室 〒738-8512 廿日市市新宮1丁目13-1 (直通)0829-30-9188	事後	
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	8.判断の根拠		特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに従い実施しており、特定個人情報を含む書類は速施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	事後	
令和7年4月1日	9.判断の根拠		特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)は、毎年セキュリティ研修を受講している。また、特定個人情報を取扱う基幹システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードにより管理しており、特定個人情報を扱わないことになった場合には、基幹システム管理者がアクセスができないようにしている。	事後	